

香川県河川管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年12月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第63号

香川県河川管理規則の一部を改正する規則

香川県河川管理規則（昭和40年香川県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の期間等)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 法第23条の2の規定による登録の期間は、30年以内とする。ただし、前項本文の許可を受けた水利使用のために取水した流水の占用に係るものにあつては、当該許可の期間の末日までの期間とする。</u></p> <p><u>3・4 略</u></p> <p><u>5 第1項、第3項又は第4項の許可の期間満了後引き続いて許可に係る行為をしようとする者は、許可の期間満了の日前1月までに第1号様式による継続許可申請書を提出して知事の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>6 第2項の登録の期間満了後引き続いて登録に係る流水の占用をしようとする者は、登録の期間満了の日前1月までに第1号様式による更新登録申請書を提出して知事の登録を受けなければならない。</u></p> <p>(承認、許可又は登録に係る事項の表示)</p> <p>第4条 <u>法第20条の規定による承認、法第23条、第24条、第25条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項若しくは第58条の6第1項の規定による許可又は法第23条の2の規定による登録を受けた者は、その期間中、当該承認、許可又は登録に係る場所に、次に掲げる事項を明記した第2号様式による標札を設置しなければならない。ただし、知事において特別の理由があると認められるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 承認、許可又は登録の年月日及び番号</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(承認、許可又は登録に係る行為の廃止届等)</p>	<p>(許可の期間)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2・3 略</u></p> <p><u>4 前3項の許可の期間満了後引き続いて許可に係る行為をしようとする者は、許可の期間満了の日前1月までに第1号様式による継続許可申請書を提出して知事の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(承認又は許可に係る事項の表示)</p> <p>第4条 <u>法第20条、第23条から第25条まで、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項又は第58条の6第1項の規定による承認又は許可を受けた者は、その期間中、当該承認又は許可に係る場所に、次に掲げる事項を明記した第2号様式による標札を設置しなければならない。ただし、知事において特別の理由があると認められるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 承認又は許可の年月日及び番号</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(承認又は許可に係る行為の廃止届等)</p>

第6条 法第20条の規定による承認、法第23条、第24条、第25条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項若しくは第58条の6第1項の規定による許可又は法第23条の2の規定による登録を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、その日から15日以内に、その旨を第3号様式による届書により知事に届け出なければならない。

(1) 略

(2) 承認、許可又は登録に係る行為を中止し、又は廃止したとき。

2 前項第2号に規定する事実が生じた場合において、同項の規定による届出があったときは、当該届出に係る承認、許可又は登録は、その効力を失う。

(承認、許可又は登録に係る事項の変更)

第6条の2 前条第1項に規定する承認、許可又は登録を受けた者は、当該承認、許可又は登録に係る事項の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、第1号様式による変更許可(承認・登録)申請書に当該変更に係る書類を添付して提出し、知事の承認、許可又は登録を受けなければならない。

(占用料等の還付等)

第8条 略

(1) 天災その他不可抗力により許可又は登録を受けた目的を達することができなかつたとき。

(2)・(3) 略

2 略

(1) 占用料 既に徴収した占用料の額が当該占用の許可又は登録の日から前項各号のいずれかに該当した日までの期間につき算出した占用料の額を超えるときは、その超える額

(2) 略

(申請書の写しの部数)

第9条 省令別表第1から別表第3までに規定する規則で定める写しの部数は、省令別表第1に規定するものにあつては別表第1、省令別表第1の2

第6条 法第20条、第23条から第25条まで、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項又は第58条の6第1項の規定による承認又は許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、その日から15日以内に、その旨を第3号様式による届書により知事に届け出なければならない。

(1) 略

(2) 承認又は許可に係る行為を中止し、又は廃止したとき。

2 前項第2号に規定する事実が生じた場合において、同項の規定による届出があったときは、当該届出に係る承認又は許可はその効力を失う。

(承認又は許可事項の変更)

第6条の2 前条第1項の承認又は許可を受けた者は、当該承認又は許可に係る事項の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、第1号様式による変更許可(承認)申請書に当該変更に係る書類を添付して提出し、知事の承認又は許可を受けなければならない。

(占用料等の還付等)

第8条 条例第6条ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の占用料又は土石採取料を還付するものとする。

(1) 天災その他不可抗力により許可を受けた目的を達することができなかつたとき。

(2)・(3) 略

2 条例第6条ただし書の規定により還付する占用料又は土石採取料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

(1) 占用料 既に徴収した占用料の額が当該占用の許可の日から前項各号のいずれかに該当した日までの期間につき算出した占用料の額を超えるときは、その超える額

(2) 略

(申請書の写しの部数)

第9条 省令別表第1から別表第3までに規定する規則で定める写しの部数は、別表第1から別表第3までのとおりとする。

に規定するものにあつては別表第1の2、省令別表第2に規定するものにあつては別表第2、省令別表第3に規定するものにあつては別表第3のとおりとする。

別表第1（第9条関係）
略

別表第1の2（第9条関係）

区 分	部 数
指定区間内の一級河川に係る特定水利使用以外の水利使用及び二級河川に係る水利使用	2 部

別表第2（第9条関係）
略

別表第1（第9条関係）
略

別表第2（第9条関係）
略

第1号様式（第3条、第6条の2関係）

（日本工業規格A列4番）

継続許可申請書 更新登録申請書 変更許可（承認・登録）申請書	
年 月 日	
香川県知事 殿	
住所 _____	
申請者 氏名 _____ [㊟]	
〔法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕	
現許可（承認・登録）年月日及び番号	年 月 日 第 号
河川の名称	
場 所	
目 的	
数 量	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更しようとする事項	
変更の理由	
備 考	
添付書類	1 計画説明書 2 位置図 3 平面図 4 丈量図 5 縦断面図 6 横断面図 7 構造図等 8 利害関係人の同意書 9 不動産登記法第14条第1項の地図等 10 その他

- 注1 該当しない字句は、抹消してください。
- 2 「添付書類」の欄は、該当するものの数字を○で囲んでください。
 - 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
 - 4 継続許可申請書又は更新登録申請書として提出する場合は、添付書類は必要ありません。

第1号様式（第3条、第6条の2関係）

（日本工業規格A列4番）

継続許可申請書 変更許可（承認）申請書	
年 月 日	
香川県知事 殿	
住所 _____	
申請者 氏名 _____ [㊟]	
〔法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕	
現許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
河川の名称	
場 所	
目 的	
数 量	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更しようとする事項	
変更の理由	
備 考	
添付書類	1 計画説明書 2 位置図 3 平面図 4 丈量図 5 縦断面図 6 横断面図 7 構造図等 8 利害関係人の同意書 9 不動産登記法第14条第1項の地図等 10 その他

- 注1 該当しない字句は、抹消してください。
- 2 「添付書類」の欄は、該当するものの数字を○で囲んでください。
 - 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
 - 4 継続許可申請を行う場合は、添付書類は必要ありません。

第2号様式（第4条関係）

40センチメートル	
河川法による許可（承認・登録）済	
住所 氏名 〔法人にあつては、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者 の氏名〕	
河川の名称	
場所	
目的	
承認、許可又は登録 の年月日及び番号	年 月 日 第 号
占用又は工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
数量	
50センチメートル	

第2号様式（第4条関係）

40センチメートル	
河川法による許可（承認）済	
住所 氏名 〔法人にあつては、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者 の氏名〕	
河川の名称	
場所	
目的	
承認又は許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号
占用又は工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
数量	
50センチメートル	

第3号様式（第5条、第6条関係）

（日本工業規格A列4番）

届書（完了・中止・廃止・変更）	
年 月 日	
香川県知事	殿
住所 _____	
届出者 氏名 _____	
〔法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕	
完了しました 次のとおり 中止しました 廃止しました 変更しました ので届け出ます。	
河川の名称	
場 所	
目 的	
数 量	
期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
許可（承認・登録）年月日及び番号	年 月 日 第 号
変更前の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者の氏名）	
完了、中止、廃止又は変更の年月日	
中止、廃止又は変更の理由	
備 考	

注 届出をしようとする事項を○で囲んでください。

第3号様式（第5条、第6条関係）

（日本工業規格A列4番）

届書（完了・中止・廃止・変更）	
年 月 日	
香川県知事	殿
住所 _____	
届出者 氏名 _____	
〔法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕	
完了しました 次のとおり 中止しました 廃止しました 変更しました ので届け出ます。	
河川の名称	
場 所	
目 的	
数 量	
期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
工 事 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
変更前の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者の氏名）	
完了、中止、廃止又は変更の年月日	
中止、廃止又は変更の理由	
備 考	

注 届け出ししようとする事項を○で囲んでください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に設置されている改正前の第2号様式による標札は、改正後の第2号様式による標札とみなす。